

袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設実施設計委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

- (1) 業務名 袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設実施設計委託
- (2) 履行場所 袖ヶ浦市全域
- (3) 履行期間 本契約締結日翌日から平成31年3月22日まで
- (4) 業務内容 袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設実施設計委託仕様書を参照

2 目的

本委託では、老朽化した防災行政無線設備の更新を行い、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けることにより、子局配置の最適化や本市に即した無線システムの整備が行えるよう、工事の発注に必要な調査、設計等を行うことを目的とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

(理由) 防災行政無線のデジタル化を検討するにあたり、より良い計画を策定するため、価格のみによる競争によらず広く提案者を公募し、導入する各種無線システムの方式の特徴や、概ねの設備導入費用及びランニングコストについて比較し、総合的な見地から導入する無線システムの選定を行うため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 提案上限額

11,994千円以下（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

- (1) 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿（測量）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 公告日から選定結果が発表されるまでの間において、袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）から指名停止、又は入札参加資格の取り消しなどを受けている者でないこと。
- (6) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団等及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 業務について高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。また、関東総合通信局及び関係機関に対して的確にヒアリングの対応を行えること。

- (8) 平成23年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、関東地区においてデジタル防災行政無線システムの実施設計業務を元請けとして3件以上の受注を完了し、うち1件は再送信局含む設計実績を有する者であること。(テクリス発行のもの)
- (9) 技術士(電気電子部門)、第一級陸上無線技術士、もしくはシビルコンサルティングマネージャー(RCCM・電気電子部門)のいずれかの資格を有し、本業務の参加申込みを行った者と直接かつ恒久的な雇用関係(本公告以前に3ヶ月以上の期間において雇用関係)にある者を管理技術者として本業務に配置できること。
- (10) 総務省から直接受けた60MHz デジタル防災行政無線用実験局の免許を自社名義で取得し、実験局及び電測車を自社で保有していること。
- (11) 関東地区に本店または契約行為を委任した支店等を有すること。

6 スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| (1) 手続開始の公告 | 平成30年4月25日(水) |
| (2) 実施要領等の公表・配布期間 | 平成30年4月25日(水)～
平成30年5月10日(木) |
| (3) 質問受付期限 | 平成30年5月2日(水) |
| (4) 質問回答期限 | 平成30年5月8日(火) |
| (5) 参加表明書兼参加確認申請書の提出期限 | 平成30年5月11日(金) |
| (6) 参加資格確認結果通知書及び提案要請書通知 | 平成30年5月18日(金) |
| (7) 技術提案書提出締め切り | 平成30年6月1日(金) |
| (8) 審査(プレゼンテーション) | 平成30年6月18日(月) |
| (9) 結果通知 | 平成30年6月下旬 |
| (10) 仕様書等の最終調整 | 平成30年6月下旬 |
| (11) 契約締結 | 平成30年6月下旬 |

7 実施要領等の交付方法

袖ヶ浦市ホームページ (<http://www.city.sodegaura.lg.jp>) から交付するものとする。

8 応募方法、募集期間及び受付場所

- (1) 募集期間
平成30年4月25日(水) から平成30年5月11日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出場所・応募方法
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市総務部危機管理課へ持参又は郵送とする。
ただし、直接持参の場合は土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。
- (3) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書(別紙1)
 - イ 会社概要書(任意様式)
 - ウ 業務実績書(任意様式)

- エ 平成23年4月1日から平成30年3月31日までの期間に関東地区において、受注完了したデジタル防災行政無線整備工事等に係る設計業務に関する実績を証明する書類。(テクリス発行のもの)
- オ 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書等の返信用封筒
(定型サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記の上、82円切手を貼付したもの) 1枚

9 質問について

(1) 質問方法

質問書(任意様式)に必要な事項(質問者の商号又は名称、代表者氏名、住所、担当者氏名、所属、電話番号、メールアドレス)と質問事項を記載の上、事務局まで電子メールで送信すること。

*メール送信後は、必ず事務局に電話で連絡すること。

袖ヶ浦市役所 総務部 危機管理課

電話番号 0438-62-2119

電子メールアドレス sode71@city.sodegaura.chiba.jp

(2) 受付期限

平成30年5月2日(水) 17時(必着)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、下記の回答期限までに袖ヶ浦市危機管理課ホームページで掲載する。

(4) 回答期限

平成30年5月8日(火)

10 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

(1) 参加資格の確認

本プロポーザルの参加資格は提出された書類により審査

(2) 結果の通知

平成30年5月18日(金)までに、参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛てに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(別紙2)により通知する。

11 プロポーザル提案要請

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書の通知とともに、参加資格確認者にはプロポーザル提案要請書(別紙3)により提案書の提出を要請する。

プレゼンテーションの順番については提案書の提出順とし、時間については公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書受付期間終了後、事務局より通知する。

12 技術提案書の提出について

(1) 提出期限

平成30年6月1日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出場所・方法

次の提出書類を直接持参又は郵便(簡易書留)で提出すること。

ただし、直接持参の場合は土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

(3) 提出書類

- | | | |
|---|--|-------------------|
| ア | 技術提案書の提出について（別紙4） | <u>1部</u> |
| イ | 配置予定管理技術者について（別紙5） | <u>1部</u> |
| ウ | 配置予定管理技術者の雇用状況に関する資料（3ヶ月以上雇用している事が証明できるものの写し）及び保有資格に関する資料（免許証の写し等） | <u>1部</u> |
| エ | 60MHz デジタル防災行政無線用実験局免許状の写し | <u>1部</u> |
| オ | 技術提案書（任意様式）
（JIS規格A4判用紙を使用し、A4判以外の用紙を使用する場合はA4判サイズに合わせて織り込むこと。下部にページ番号を付し20ページ以内とすること。提案は1提案者1件とし、同提案者によるA案、B案など複数提案は認めない。） | <u>正本1部、副本10部</u> |
| カ | 業務に係る見積書及び内訳（任意様式） | <u>正本1部、副本10部</u> |
| キ | 各種無線システムの方式の特徴や、概ねの設備導入費用及びランニングコストについての比較に関する資料（任意様式） | <u>正本1部、副本10部</u> |
| ク | 自社保有を証明する電測車の車検証の写し | <u>1部</u> |

(4) 参加辞退

参加表明書兼参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（別紙6）により、その理由等を記入して、速やかに電子メール等にて提出すること。

1.3 選定委員会の委員構成

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（平成23年告示第38号）に基づき、袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設実施設計委託提案採用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員構成は、次のとおり。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 総務部管財契約課長
- (4) 企画財政部財政課長
- (5) 都市建設部建築住宅課長
- (6) 総務部危機管理課長
- (7) 総務部危機管理課副主幹

14 審査

(1) 審査

平成30年6月18日(月)

参加資格を満たした者によるプレゼンテーション審査を実施。

(2) 結果通知

平成30年6月下旬

(3) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
技術提案書 (技術提案 内容)	1. 本システム構築に際しての基本方針 (設計における留意点、課題等)	20
	2. 業務内容(計画策定の具体的手法) (各種無線システムの比較検討)	30
	3. 実情に則した防災行政無線施設の提案	20
	4. 本業務委託費用	20
	5. 提案者の実績	10

- ① 出席者は1提案者あたり2名以内とする。
- ② 時間は1提案者あたり、準備時間として5分、プレゼンテーション時間として30分(説明20分、質疑応答10分)とする。
- ③ 説明は技術提案書に記載した内容に限る。
- ④ 審査については「袖ヶ浦市デジタル防災行政無線施設実施設計委託提案採用者選定委員会」において審査の内容を総合的に判断し、採点の最高得点者を第1優先交渉権者とする。
- ⑤ 審査結果は書面を持って通知する。審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑥ 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。

15 契約の締結

審査を通過した業務内容をもって協議を行い、予算の定める範囲において契約締結を行う。

なお、審査通過者の失格が判明した場合及び、契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

16 失格条項

下記条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 技術提案書等の提出方法、提出期限を遵守しなかった場合
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング実施の際、社外の者が出席した場合
- (4) 審査発表までに、応募者が参加資格条件を満たさなくなった場合
- (5) 書類等に虚偽の記載をした場合
- (6) その他、選定委員会が不適合と認める場合

17 留意事項

- (1) 書類作成、プレゼンテーション等の本プロポーザル参加に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出期限後の参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また審査終了後の書類の返却は行わない。
- (3) 提出期限後の技術提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、原則非公開とする。
- (4) 袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）による開示または公開請求のあるときは提出期限後の技術提案書についてもその対象とするが、その公開範囲については市と該当する提案者の担当者との協議のうえ決定する。
なお、技術提案書の公開範囲については無償で公表できるものとする。
- (5) 契約者の選定にあつては提案内容を総合的に審査し決定するため、事業の実施に際し趣旨に合致しない事項については是正を行い、提案内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する際は、参加辞退届（別紙6）を提出すること。
- (7) 提出書類は、返却しない。
- (8) 本プロポーザルで知りえた情報は第三者に漏らしたり、提案内容を無断で使用してはならない。
- (9) その他必要な事項については、協議の上、決定する。

18 事務局

住 所	〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
担当部署	袖ヶ浦市役所 総務部 危機管理課
担当者	山口・尾高
電 話	0438-62-2119
ファックス	0438-62-5916
メー ル	sode71@city.sodegaura.chiba.jp

以上